

事務事業名		顧問弁護士委嘱事業		☐ 実施計画掲載事業 ☐ 総合戦略掲載事業	
政策体系	政策名	017 自立した行政経営の確立		事業期間 ☐ 単年度のみ ☒ 単年度繰返 (開始 昭和58 年度～) ☐ 期間限定複数年度 【計画期間】 年度～ 年度 ※全体計画欄の総投入量を記入	
	施策名	30 効率的で質の高い行政運営の推進			
	基本事業名	011 成果重視の行政運営の推進			
根拠法令				予算科目 会計 款 項 目 事業 01 02 01 01 03	
所属	部課名	総務部総務課		事務事業区分 A 政策事業 B 施設整備 C 施設管理 D 補助金等 E 一般(A～D以外)	
	課長名	江刺雄輝			
	係名	行政文書係	電話 0192-27-3111		
	担当者	石橋一宏	内線 234		
事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述) 顧問弁護士業務を委託し、市が行う事務事業について、所管課等で判断することが困難な法律的課題に対して指導・助言を受ける事業。 主な業務は次のとおり。 ①顧問弁護士業務の委託、②各課からの指導受付、③委託料の支払。④市の法律事案についての現場同行や質問 事業費は、顧問弁護士への委託料として支出される。				全体計画(※期間限定複数年度のみ) 総投入量 (千円) 事業費 財源内訳 国庫支出金 都道府県支出金 地方債 その他 一般財源 事業費計(A) 0 正規職員従事人数 延べ業務時間 人件費計(B) 0 トータルコスト(A)+(B) 0	

1 現状把握の部(DO)

(1) 事務事業の目的と指標		(5) 活動指標(事務事業の活動量を表す指標)	
① 手段(主な活動)		名称 単位 ア 市が行う事務事業に関する法律相談件数 件 イ ウ	
前年度実績(前年度に行った主な活動) 市が行う事務事業に関する法律相談			
今年度計画(今年度に計画している主な活動) 前年度実績と同じ			
② 対象(誰、何を対象にしているのか) * 人や自然資源等		(6) 対象指標(対象の大きさを表す指標)	
市役所内各部署		名称 単位 カ 市役所内内部署数 課 キ ク	
③ 意図(この事業によって、対象をどう変えるのか)		(7) 成果指標(対象における意図の達成度を表す指標)	
市の法律的課題について、指導・助言を受け、課題の解決を図る。		名称 単位 サ 課題解決に至った法律相談件数 件 シ ス	
④ 結果(基本事業の意図:上位の基本事業にどのように貢献するのか)			
質の高い行政運営がなされている。			

(2) 総事業費・指標等の推移										
				年度	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(目標)	31年度(目標)	32年度(目標)
				単位						
投入量	事業費	財源内訳	国庫支出金	千 円						
			都道府県支出金	千 円						
			地方債	千 円						
			その他	千 円						
			一般財源	千 円	600	600	600	600	600	600
			事業費計 (A)	千 円	600	600	600	600	600	600
	人件費	正規職員従事人数	人	1	1	1	1	1	1	
		延べ業務時間	時 間	36	36	36	36	36	36	
		人件費計 (B)	千 円	144	144	144	144	144	144	
		トータルコスト(A)+(B)	千 円	744	744	744	744	744	744	
⑤活動指標			ア	件	6	6	2	3	3	3
			イ							
			ウ							
⑥対象指標			カ	課	49	49	48	49	49	49
			キ							
			ク							
⑦成果指標			サ	件	6	6	2	3	3	3
			シ							
			ス							

事務事業ID	0001	事務事業名	顧問弁護士委嘱事業
--------	------	-------	-----------

(3) 事務事業の環境変化・住民意見等

① この事務事業を開始したきっかけは何か？いつ頃どんな経緯で開始されたのか？
 円滑な市政運営を図る上で、様々な法律的課題に対する高度で専門的な指導・助言は不可欠であり、弁護士への相談の機会が求められていた。

② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)は、開始時期あるいは後期基本計画策定時と比べてどう変わったのか？
 ・地方分権の進展に伴い、自己責任、自己決定の原則を踏まえた自主自立の地域社会の形成が求められている。
 ・市政運営上の課題に対して、これまでの慣例にとらわれることなく、法律的な観点からの検討、判断が求められるようになった。
 ・平成22年度から、市民のための法律相談を市民生活環境課が担当する市民相談事業として実施することとした。
 ・平成23年度から平成24年度まで担当課が経営法制室となった。
 ・平成25年度から、担当課が総務課となった。

③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？
 専門的な指導・助言により、質の高い行政運営がなされており、市役所内各部署が円滑な公務遂行を支えるよりどころとして、当事業の継続が望まれている。

2 評価の部(SEE) * 原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的 妥当性 評価	① 政策体系との整合性 この事務事業の目的は当市の政策体系に結びつくか？意図することが結果に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 結びついている ⇒【理由】 円滑な市政運営の推進に寄与するものである。
	② 公共関与の妥当性 なぜこの事業を当市が行わなければならないのか？税金を投入して、達成する目的か？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 妥当である ⇒【理由】 市政運営上の法律的課題に対する指導・助言であり、代替できるものではない。
	③ 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 適切である ⇒【理由】 対象・意図とも適切である。
有効性 評価	④ 成果の向上余地 成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？	☐ 向上余地がある ⇒【理由】 ☒ 向上余地がない ⇒【理由】 法律的課題が生じた際に対応するものであり、積極的に課題を増加させる必要はない。
	⑤ 廃止・休止の成果への影響 事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	☐ 影響無 ⇒【理由】 ☒ 影響有 ⇒【その内容】 専門的な指導・助言を受けられないことにより、円滑な市政運営に支障を来すことが予想される。
効率性 評価	⑥ 事業費の削減余地 成果を下げずに事業費を削減できないか？(仕様や工法の適正化、住民の協力など)	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】 旧弁護士報酬規定を参考にし、市の裁量で委託料を決定している。現行の委託料は、近隣他市と同水準である。
	⑦ 人件費(延べ業務時間)の削減余地 やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずにより正職員以外の職員や委託でできないか？(アウトソーシングなど)	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】 市が主体的に関わる必要があるため、削減の余地はない。
公平性 評価	⑧ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 公平・公正である ⇒【理由】 受益者は市自身である。

3 今後の方向性(次年度計画と予算への反映)(PLAN)

(1) 改革改善の方向性 ① 現状維持 2 改革改善(縮小・統合含む) 3 終了・廃止・休止	(2) 改革・改善による期待成果 左記(1)の改革改善を実施した場合に期待できる成果について該当欄に「●」を記入する。 (終了・廃止・休止の場合は記入不要)																					
(3) 改革改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策又は特記事項等 現状では特になし	<table border="1"> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="3">コスト</th> </tr> <tr> <th>削減</th> <th>維持</th> <th>増加</th> </tr> <tr> <th rowspan="3">成果</th> <th>向上</th> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <th>維持</th> <td></td> <td>●</td> <td>×</td> </tr> <tr> <th>低下</th> <td></td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </table>			コスト			削減	維持	増加	成果	向上				維持		●	×	低下		×	×
				コスト																		
		削減	維持	増加																		
成果	向上																					
	維持		●	×																		
	低下		×	×																		

4 課長等意見

(1) 今後の方向性 ① 現状維持 2 改革改善(縮小・統合含む) 3 終了・廃止・休止	(2) 全体総括・今後の改革改善の内容 行政課題が一層多様化、高度化する中、専門的法解釈を必要とする事例が増加していることから、今後とも事業を継続する必要がある。
--	---